複写サービス等に関する契約書(案)

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(以下「発注者」という。)と契約業者名(以下「受注者」という。)とは、次の条項により複写サービスの提供に関する契約及び物品の単価契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、受注者が発注者に対して行う複写サービス(複写機等の貸与、複写機等の保守、 消耗品(用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)の円滑な供給及び複写機の適切な操作方法の指導 をいう。)の提供に関する契約を締結するに当たり必要な事項を定めるものである。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年3月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、令和8年3月及び令和13年3月については、更新する複写機の搬出作業等に伴い、契約期間初日から又は契約期間満了日まで設置しない場合がある。

(代金)

- 第3条 複写サービスに係る本体価格、契約単価及び請求場所は、別紙1のとおりとする。ただし、別 紙1記載の代金には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 2 当該契約に係る本体価格及び契約単価は、複写サービスの提供に要する全ての費用を含むものとする。ただし、用紙及びステープル針の費用は除くものとする。
- 3 代金の計算方法については、各複写機の本体価格及び使用枚数の合計を基に算出する。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(機種等及び設置場所)

- 第5条 複写サービスの提供を受ける機種等及び場所は、別紙1のとおりとする。
- 2 発注者は複写サービスの提供を受ける場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知し受注者の承認を得なければならない。この場合、複写機の移設は受注者が実施する。
- 3 複写機の搬入設置、移設及び撤去に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 複写機の設定仕様については、別紙2に定めるところによる。

(複写機の増減等)

第6条 契約期間中、発注者の機構改革等により、複写機を移設する必要が生じた場合及び撤去する必要が生じた場合は、発注者はあらかじめ受注者に通知し、受注者はこれに応じるものとする。この場合、これにより被る損害については、発注者はその責めを負わない。

(料金の請求)

- 第7条 受注者は、毎月末日において発注者の職員の確認を受けて複写サービス枚数を算出し、本体価格に、複写サービス枚数に契約単価を乗じて得た金額(円未満の端数は切り捨てる。)を加算し、発注者に対して請求する。
- 2 受注者が請求する複写サービスの代金の消費税及び地方消費税の額は、この契約に基づき受注者が 発行する請求書に記載する発注者の金銭債務の合計金額に100分の10を乗じた金額(円未満の端 数は切り捨てる。)とする。
- 3 受注者は、複写機の点検と調整のために使用した複写及び受注者の責に帰すべき原因で不良の複写が生じたときは、当該複写サービス枚数を前項の複写サービス枚数から除くものとする。

(料金の支払)

第8条 発注者は、受注者から前条による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日 以内に支払わなければならない。

(複写サービス品質の保持義務)

第9条 受注者は、発注者に対し、常に良質な複写サービスを提供するよう努めなければならない。

(複写機の保守)

- 第10条 受注者は、発注者が複写機を常に良質な複写サービスを受けられるように、必要に応じて受注者の技術員(受注者が指定する技術員を含む。以下同じ。)を設置場所に派遣し、複写機の点検及び調整を行うものとする。また、必要な消耗品は円滑に供給するものとする。
- 2 複写機に故障又は障害が発生した場合は、受注者は発注者の連絡から概ね1時間以内に受注者の技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者の作業の実施は、発注者の営業日の9時00分から17時00分に行い、その費用は受注者 が負担する。
- 4 複写機の故障頻度が高い等、発注者の業務に支障を来す恐れがある場合は、発注者受注者協議の上、 受注者は複写機を交換するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、保守サービス等については別紙3のとおりとする。

(消耗品の供給)

第11条 消耗品の供給は、受注者又は受注者の指定する者の点検並びに巡回及び発注者からの申し出に基づき行う。また、ドラム、ディベロッパーは、受注者の社員若しくは受注者が指定する者の点検 又は発注者の通知に基づき、複写サービス品質維持のため受注者が必要と認めたとき、受注者はこれ を取替える。これにかかる費用は、受注者が負担するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

第12条 複写機及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務を もって使用し、管理しなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第13条 第2条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第25条によりこの契約が終了した場合、発注者は複写機及び消耗品を速やかに受注者に返還しなければならない。

(保険)

第14条 受注者は、受注者の負担において複写機に、契約期間中継続して動産総合保険に加入するものとし、発注者は、盗難等の事故が生じたときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

(契約の変更)

第15条 本契約期間において、経済情勢の変化、天災地変、法令の制定又は改廃、公租公課の増減、その他著しい事情変更により、本契約に定める条件が不適当になったと認められる場合には、別途協議のうえ、本契約を変更することができる。なお、価格改定を伴う場合は、受注者は価格改定日の2か月前までに文書にて改定を発注者に通知し、発注者受注者協議のうえ、新価格を決定するものとする。

(契約不適合責任)

- 第16条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求 した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の 追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただ し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求すること ができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

- 第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、こ の限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
 - (2) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
 - (1)債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ 契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過し たとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1)公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1)計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7)役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若 しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴 力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、 前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条 の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第22条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約において発注者が示した予定使用枚数と 既使用枚数との差に、別紙1記載の単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額 の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな い。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第15 4号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第22 5号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 前二項に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

- 第23条 受注者は、第18条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、別紙1記載の単価に、本契約において発注者が示した5年間の使用見込枚数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 (1) 第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第8条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、発注者が故意又は重過失によって、複写機に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に 請求することができる。
- 4 前項の場合において、動産総合保険で補てんされた損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は発注者に請求しないものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第25条 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は本契約 を解除する。

(秘密の保持)

- 第26条 発注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の 目的に利用してはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第27条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律 第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法 令及び福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の定めるところによる。

(その他)

第28条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 久留米市東櫛原町1713番地

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 西牟田 龍治

受注者

別紙1 契約機器・請求単価

1 設置場所及び請求場所

- (1)公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 本部 福岡県久留米市東櫛原町1713番地
- (2)公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 福岡支所 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5F

2 契約対象機器

(1)公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 本部

•

(2) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 福岡支所

•

•

3 請求単価

請求単価(1か月あたり)	料 金
本体価格	円
モノクロ 1枚~	円
カラー 1枚~	円

別紙2 設定仕様書

1 複写機の搬入について

- (1) 発注者が指定する場所に搬入設置すること。
- (2) 搬入設置の時期は、発注者と受注者協議するものとする。
- (3) 搬入設置に要する費用は受注者の負担とする。

2 複写機の各種設定について

- (1) 複写機は、令和8年4月1日午前8時30分までに設置、動作確認を終了し、使用可能な状態とすること。
- (2) 複写機のネットワーク接続を行うこと。
- (3) 複写機と情報コンセント等を結ぶLANケーブルは受注者の負担とする。ただし、既設ケーブルの使用は可とする。
- (4) FAX機能の宛先登録を行うこと。また、登録する時期については、設置所属と協議すること。

3 ネットワークに接続された複写機を利用するパソコンの設定について

- (1) 各種ドライバ及びユーティリティソフト並びにインストール・設定マニュアルは日本語で提供し、ライセンスフリーであること。
- (2) プリンタドライバ等のインストール及び設定を1台分行い動作確認を行うこと。
- (3) 2台目以降のインストール及び設定については、原則として設置場所の職員が行うこととするが、要求に応じ指導・助言を随時実施すること。

必要に応じて、ソフトウェアのインストールや設定の手順書、操作方法のマニュアル等を用意すること。

別紙3 保守サービス仕様書

1 複写機の整備及び保守について

- (1) 受注者は、発注者が複写機を常時正常な状態で使用できるように点検及び調整を必要に応じて 実施すること。
- (2) 故障及び障害が発生した場合は、発注者の通報から概ね1時間以内に技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) ドラム等の定期保守部品等については、複写サービスの品質維持のため、必要に応じて取り替えること。
- (4)保守作業を行った場合は、受注者の保守点検様式により結果を発注者の職員に報告し職員の確認を受けること。
- (5) 受注者の作業の実施は、発注者の営業日の9時00分から17時00分までに行い、その費用 は受注者が負担するものとする。
- (6) 複写機の故障頻度が高い等、発注者の業務に支障を来す恐れがある場合は、発注者受注者協議 の上、受注者は複写機を交換するものとする。
- (7) インターネットを除く公衆回線を利用したオンライン保守・点検(以下「リモート管理サービス」という。)を利用可能であること。リモート管理サービスについては発注者と協議のうえ利用することとし、本サービスの設定等により発生する費用については受注者の負担とする。なお、リモート管理サービスは外部からのアクセスが出来ないシステムであること。
 - ※「リモート管理サービス」とは、カウンタの検針、故障、消耗品等の情報をメーカーに自動通知する次の仕様を満たしたシステムをいう。
 - ①HTTPSによるSSL暗号化を使用した通信であること。
 - ②通信は複写機側から発信するものであること。
 - ③NTP/SNTPによる時刻動機が可能であること。
 - ④通信時刻の個別設定
 - ⑤個人情報を収集しないこと。
 - ⑥通信先は必要なセキュリティを確保し、収集したデータを用途外に使用しないこと。
- (8) 受注者は、発注者の職員から機器の設定や操作方法について質問があった場合は、指導・助言を行うこと。また、複写機の付加機能を十分に活用できるよう必要に応じて、ソフトウェアのインストールや設定の手順書、操作方法のマニュアル等を用意すること。

2 料金請求時のロスコピーの調整

受注者は、複写機の保守に当たって当該複写機の点検と調整のために使用した複写及び受注者の 責めに帰すべき原因で不良の複写が生じたときは、当該複写サービス枚数を1か月間の総複写サー ビスの枚数から除くものとする。

3 トナーカートリッジ 受注者は、カートリッジを不足しないように補充し、使用済みカートリッジは回収すること。

4 撤去時のデータ消去

受注者は、複写機を撤去する場合、受注者の負担により、複写機内のハードディスク等の残存データの消去を速やかに実施し復元できないようにすること。また、作業完了後、証明書を提出すること。